

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第十四号) …………… 1

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第三条関係） 一〇十二（略）</p> <p>十三 携帯液化石油ガス用バーナー（液化石油ガスを充填した容器が直接取り付けられる構造のものに限り、当該容器との接続部から火炎を出す位置までの距離が三十五センチメートル以上のも及び当該容器（液化石油ガスの吸収材の使用その他の液化石油ガスの漏えいを防止するための加工がされているものに限る。）との接続部がねじ式のものを除く。）</p> <p>別表第二（第四条、第九条関係）</p>	<p>別表第一（第三条関係） 一〇十二（略） （新設）</p> <p>別表第二（第四条、第九条関係）</p>
<p>一〇七（略）</p> <p>八 携帯液化石油ガス用バーナー（液化石油ガスを充填した容器が直接取り付けられる構造のものに限り、当該容器との接続部から火炎を出す位置までの距離が三十五センチメートル以上のも及び当該容器（液化石油ガスの吸収材の使用その他の液化石油ガスの漏えいを防止するための加工がされているものに限る。）との接続部がねじ式のものを除く。）</p>	<p>一〇七（略） （新設）</p> <p>（略） （新設）</p>
<p>五年（略）</p>	<p>（略）</p>

